

平成23年10月19日

〒150-0012
東京都渋谷区広尾1丁目13番7号
恵比寿イーストビル
株式会社ピードモン ト 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネット
理事長 杉 浦 市
(連絡先) 〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目
18番22号 三博ビル8階
事務局長 外 山 孝 司
TEL: 052-265-9258
FAX: 052-265-9259

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴法人の使用している収納ユニット使用規程（2010年6月21日改訂版）につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成23年11月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申しいれの内容、申しいれに対する貴法人の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 第6条4項5項について

4 利用者が利用料又は本契約に基づく費用の償還若しくは損害の賠償の支払いを行ったことを、その支払期限の到来する月の末日までに当社において確認できなかった場合は、利用者は、2,100円の遅延管理料を負担するものとします（当社は、その裁量により、当該金額を4,000円まで引き上げることがあります）。

5 利用者が利用料又は本契約に基づく費用の償還若しくは費用の賠償の支払いを行ったことを、翌月14日までに当社において確認できなかった場合は、利用者は、更に5,250円の遅延管理料を支払うものとします（当社は、その裁量により、当該金額を7,000円まで引き上げることがあります。）

1 申入の趣旨

4条の遅延損害金および5条の遅延管理料を消費者契約法9条2号に適合するよう、すなわち年利14.6パーセント以内に改定されることを求めます。

2 申入の理由

貴社の規程では、毎月15日までに翌月分の利用料を支払い、口座引き落としの場合には、毎月26日に翌月分の利用料を引き落とすこととされていますが、月額利用料がどのような額の利用者でも、支払期限の到来する月の末日までに支払いを行ったことを貴社において確認できなかった場合には2,100円の、翌月の14日までに入金を確認できなかった場合には、さらに5,250円の遅延管理料を負担しなければなりません。

消費者契約法9条2号は、「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払い回数が二以上である場合にはそれぞれの支払期日）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち、既に支払われた額を控除した額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるものは、当該超える部分について無効としています。

同号は、消費者契約から生じる金銭債務の支払い遅延が発生する場合を対象とするもので、収納ユニットの利用料の支払い債務にも適用されます。

従いまして、4条の遅延損害金および5条の遅延管理料を消費者契約法9条2号に適合するよう、すなわち年利14.6パーセント以内に改定されるよう求めます。

第2 第9条について

1 当社は、利用者が施設内に搬入した収納品の紛失、盗難、滅失、毀損又は変質その他利用者に発生した一切の損害（(i)地震、火災、津波、高潮大水、暴風雨、塩害、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、荷造の不完全、徴発、防疫その他抵抗又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害、(ii)利用者又は権限ある代理人の指示に従ったことに基づき発生した損害、(iii)利用者、権限ある代理人又はこれらの者の使用人が行い又は加担した不法行為に起因する損害、(iv)収納品の性質、欠陥、自然の消耗又は性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由による損害、及び(v)第4条その他本契約に違反した収納品に起因して生じた損害を含むがこれらに限られない。）につき、責任を負わないものとします。但し、当該損害の発生が当社の故意又は重大な失に基づく場合は、当社は、利用者に対し、利用者の直接的損害に限り賠償の責任を負うものとしますが、当社は、利用者による収納ユニット又は施設の利用に関連して発生するいかなる間接的損害・特別損害・偶発的損害・懲罰的損害・補填損害又は派生的損害についても責任を負わないものとします。

1 申入の趣旨

利用者の損害が貴社の故意又は重大な過失に基づく場合にも直接的損害に限り責任を負うとする条項を消費者契約法8条2号、4号に適合するよう改定されることを求めます。

2 申入の理由

貴社の規程9条では、利用者の損害が貴社の故意又は重大な過失に基づく場合にも直接的損害に限り責任を負い、特別損害等は負わない旨、定められています。

消費者契約法8条2号、4号は、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項や、消費者契約法における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項を無効としています。

民法においては、債務不履行や不法行為についての損害賠償の範囲は第416条により規定された相当因果関係の法理によって定められています。通常生ずべき損害である通常損害は原則として損害賠償の対象となり、特別の事情を予見し得た場合には、その特別の事情により生じた特別損害も対象となります。

従いまして、規程第9条は、事業者の故意または重大な過失に基づく場合に

も、消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項にあたりますので、消費者契約法 8 条 2 号、4 号に沿うよう、改定を求めます。

第 3 第 20 条について

- 1 利用者は、当社に対し、本契約又は他契約に基づく利用者の当社に対する一切の債務の履行を担保するため、収納ユニット内に随時収納する全ての収納品の上に譲渡担保権を設定します。但し、次項に定める事由が発生するまでの間は、当社は、本条に基づく権利を行使することができず、利用者は、収納ユニット内の収納品を自由に搬出することができます。
- 2 利用者が本契約又は他契約に基づく利用料又は費用の償還若しくは損害の賠償の支払いを、翌月 14 日までに行わなかった場合又は第 12 条第 1 項に定める収納品の収去及び収納ユニットの明渡しを 2 週間にわたり遅延した場合、当社は、前項の譲渡担保権を実行し、その裁量により、(i) 錠前を損壊して収納ユニットを開扉すること、(ii) 収納品を別途管理すること、(iii) 当社が一般に適当と認める方法、時期及び価格により収納品を換価処分若しくは自ら取得してその処分代金若しくは取得代金から関連費用を控除した残額を本契約に基づく利用者の当社に対する債務の支払いに充当すること、並びに／又は (iv) 未処分の収納品を利用者に対して返還すること又は収納品の処分若しくは返還が困難な場合には廃棄することができるものとします。当社は、収納ユニットの開扉に際して公証人等に立会いを求めることができます。
- 3 当社は、前項に基づく収納品の処分又は取得の結果余剰が生じた場合は速やかにこれを利用者に返還します。前項に定める事項に要する一切の費用は利用者の負担とします。利用者は、当社が、本条に定める譲渡担保権を行使するに際し、コンテナで収納物を保管し又はその他の合理的な保管場所を確保することができる（但し、施設と同程度の耐久性及び性質有しないことがあります。）ことに異議なく同意します。利用者は、当社が本条に定める譲渡担保権を行使した結果について、当社に対して請求を行う一切の権利を放棄します。当社は、本条の規定により、本契約に基づく利用者の当社に対する債務の未払額を回収するために法的手段を講じることを妨げられないものとします。

1 申入の趣旨

第 20 条を削除してください。

2 申入の理由

同条によれば、利用料ほかの支払いを翌月 14 日までに支払わない場合、貴社は収納品を換金処分または、貴社自らが取得し、処分できるとしています。

貴社の利用料は前払いですから、当月末までの利用料を支払っている利用者に対し、貴社は収納品を換金処分または、貴社自らが取得し、処分できることとなります。

また、2 項に記載されている「本契約又は他契約に基づく利用料又は費用の償還若しくは損害の賠償の支払い」に 6 条記載の遅延管理料を含む場合には、第 1 で記載しましたとおり、消費者契約法違反の遅延損害金を支払わなければ、利用者は、貴社から収納品を換金処分されたり、貴社自らに取得されたり、処分されることともなります。

いずれの場合も、利用者に支払うべき債務がないに関わらず、貴社に譲渡担保権の行使を認めるものであります。民法において、他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権について、留置権が認められていますが、留置権は、支払いを受けるまでその物を留置できる権利にすぎず、目的物を換価してそこから優先的に弁済を受ける権利までではありません。利用者に支払うべき債務がないにもかかわらず、民法が認める留置権の範囲を超え、目的物を換価してそこから優先的に弁済を受ける権利を認めることは、民法の規定に比較して消費者の義務を加重する消費者契約の条項であり、基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえます。

また、実際には金銭に換価することが不可能な動産について、譲渡担保権の行使の名目にて、自ら取得できるようにすることは、自力救済を認めるものに他なりません。我が国においては自力救済は禁じられており、救済を求めるものは、法に従って、裁判上の救済を求めねばなりません。従いまして、本規定は自力救済を認める上でも、不当であります。

以上より、この規定は、消費者の利益を一端的に害する条項といえ、民法 90 条、消費者契約法 10 条に反することは明らかでありますので、削除を求めます。

第 4 第 24 条について

当社及び利用者は、本契約に関し発生する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

1 申入の趣旨

第 24 条を削除して下さい。

2 申入の理由

本条項によれば、東京地方裁判所の管轄外に居住する利用者が貴社と訴訟を行う場合、東京まで行って訴訟を行わなければならないこととなります。

しかし、収納ユニットの利用者は日本全国にいて、必ず東京地方裁判所において訴訟をしなければならないとすると、貴社が得る利益に比して消費者の被る不利益は多大なものとなります。

また、専属的合意管轄でも移送の対象となりますが、移送の申立をすればかな

らず認められるわけではありません。

これらのことに鑑みると、本条項は、消費者の利益を一方的に害し、消費者契約法10条により無効となります。

そこで、本条項の削除を申し入れます。

以上